

議案第54号

富士見市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和2年6月2日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

介護保険法施行令の一部改正等に伴い、富士見市介護保険条例の一部を改正したい
ので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市介護保険条例の一部を改正する条例

富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「令和元年度及び」を削り、「23, 148円」を「18, 518円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」を削り、「23, 148円」を「18, 518円」に、「37, 036円」を「30, 864円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」を削り、「23, 148円」を「18, 518円」に、「44, 752円」を「43, 209円」に改める。

附則第7条中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富士見市介護保険条例第10条及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の富士見市介護保険条例第10条の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。